(五)　罰則

(1)　在外投票の場合の罰則について、公職選挙法第二五五条の二の規定を準用することとした。（第四九条関係）

(2)　利益供与等の罪、審査の自由を妨害する罪、詐偽投票罪、投票の秘密侵害罪及びこれらに類する罪は、国外においてその罪を犯した日本国民に適用することとした。（第四九条の二関係）

2　洋上投票等に関する事項

(一)　投票送信用紙の調製

洋上投票等を行う場合における投票送信用紙には、一から一五までの数字を印刷するとともに、当該数字のそれぞれに対する×の記号を記載する欄を設けなければならないこととし、指定市町村（公職選挙法第四九条第七項又は第九項に規定する市町村をいう。(二)において同じ。）の選挙管理委員会は、総務省令で定める様式に準じて当該投票送信用紙を調製しなければならないこととした。（第一四条第四項関係）

(二)　洋上投票等の方式

審査人は、洋上投票等を行う場合には、公職選挙法第四九条第七項（同条第八項において準用する場合を含む。）又は第九項に規定する場所において、罷免を可とする裁判官については投票送信用紙に印刷された数字のうち当該裁判官に係る告示番号に相当するものに対する記載欄に何らの記載をしないで、これを指定市町村の選挙管理委員会の委員長にファクシミリ装置を用いて送信しなければならないこととした。（第一六条の三関係）

(三)　罰則

洋上投票等の場合の罰則について公職選挙法第二五五条の規定を準用する場合の読替えを定めることとした。（第四九条関係）

3　その他

(一)　審査に付される裁判官の氏名及び告示番号の周知等に係る規定の整備

(1)　中央選挙管理会は、審査に付される裁判官の氏名及び告示番号を、インターネットの利用その他の適切な方法により、審査人に周知させなければならないこととした。（第五二条第二項関係）

(2)　都道府県の選挙管理委員会及び市町村の選挙管理委員会は、審査に付される裁判官の氏名及び告示番号を、インターネットの利用その他の適切な方法により、審査人に周知させるように努めなければならないこととした。（第五二条第三項関係）

(3)　在外公館の長は、審査に付される裁判官の氏名及び告示番号を、在外公館等における在外投票をしようとする審査人に知らせなければならないこととした。（第五二条第四項関係）

(二)　開票立会人の選任に係る規定の整備

開票管理者が、その開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村における選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、審査における開票立会人三人を選任した場合は、衆議院小選挙区選出議員の選挙における開票立会人は、審査における開票立会人とならないこととした。（第一九条第二項ただし書関係）

(三)　審査分会立会人及び審査立会人の選任要件の緩和

(1)　審査分会長は、審査権を有する者の中から審査分会立会人三人を選任することとした。（第二七条第四項関係）

(2)　審査長は、審査権を有する者の中から審査立会人三人を選任することとした。（第三〇条第四項関係）

(四)　投票等の保存に関する事務の合理化

審査の投票等は、審査の期日から五年間（審査無効の訴訟又は罷免無効の訴訟が提起された場合には、当該訴訟が裁判所に係属しなくなった日又は審査の期日から五年を経過する日のうちいずれか遅い日までの間）、保存しなければならないこととした。（第二四条、第二八条第二項及び第三一条第二項関係）

4　施行期日等

(一)　この法律による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法の規定は、原則としてこの法律の施行の日以後その期日を告示される審査について適用することとした。（附則第二条第一項関係）

(二)　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇港湾法の一部を改正する法律（法律第八七号）

（国土交通省）

1　港湾における脱炭素化の推進

(一)　定義

船舶役務用施設及び港湾役務提供用移動施設として、船舶のための給油及び給炭の用に供する施設等以外の船舶のための動力源の供給の用に供する施設等を追加することとした。（第二条第五項関係）

(二)　港湾及び開発保全航路の開発等に関する基本方針

基本方針を定めるに当たって、地球温暖化の防止及び気候の変動への適応のため果たすべき港湾等の役割に配慮することとした。（第三条の二第三項関係）

(三)　港湾脱炭素化推進計画

(1)　港湾脱炭素化推進計画の作成

港湾管理者は、港湾脱炭素化推進計画を作成することができることとし、当該計画は、基本方針に適合したものでなければならないこと等とした。（第五〇条の二関係）

(2)　港湾脱炭素化推進協議会

港湾脱炭素化推進計画を作成しようとする港湾管理者は、港湾脱炭素化推進計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、港湾脱炭素化推進協議会を組織することができることとし、港湾脱炭素化推進協議会において協議が調った事項については、港湾脱炭素化推進協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならないこと等とした。（第五〇条の三関係）

(3)　港湾脱炭素化推進計画に係る港湾施設等の認定等の特例

第二条第六項の規定による認定の申請を行おうとする施設に関する事項等が定められた港湾脱炭素化推進計画が公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る施設についての同項の規定による認定等があったものとみなすこととした。（第五〇条の四関係）

(4)　脱炭素化推進地区

港湾脱炭素化推進計画を作成した港湾管理者は、当該港湾脱炭素化推進計画の目標を達成するために必要があると認めるときは、分区の区域内において、脱炭素化推進地区を定めることができることとし、脱炭素化推進地区の区域内においては、港湾管理者としての地方公共団体は、条例で、当該分区に係る第四〇条第一項の規制を強化し、又は緩和することができることとした。（第五〇条の五関係）

2　港湾の機能の安定的な維持及び港湾の管理、利用等の効率化

(一)　電子情報処理組織の設置及び管理等

国土交通大臣が設置し、及び管理することができる電子情報処理組織として、港湾において取り扱われる貨物に係る情報の授受を迅速かつ的確に行うことにより港湾における当該貨物の運送の効率化を促進するためのもの等を追加することとした。（第四八条の四関係）

(二)　港湾環境整備計画

(1)　港湾環境整備計画の作成及び認定の申請

港湾において、港湾の環境の整備に関する事業を実施するため、緑地又は広場（行政財産であるものに限る。(3)において「緑地等」という。）について(3)の規定による貸付けを受けようとする者は、港湾環境整備計画を作成し、当該港湾の港湾管理者（(2)から(4)までにおいて単に「港湾管理者」という。）の認定を申請することができることとした。（第五一条関係）